

役員等報酬・費用弁償等支給規程

社会福祉法人 佐賀春光園

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬、日当及び旅費に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程において評議員とは、定款第5条に規定する法人の評議員をい、役員とは、同第15条に規定する代表権を有する理事長並びに理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 理事長の報酬及び監査業務のための監事の報酬は日額10,000円、理事長の求めにより理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会などに出席した場合については、報酬として日額5,000円を支給する。
ただし、施設職員を兼務する者に対しては、これを支給しない。

(旅費日当)

第4条 役員及び評議員が前条の業務以外の法人の業務のために出張した時は職員の旅費規程を準用して旅費日当を支給する。

附則

この規程は、平成29年2月 1日から施行する。
平成29年6月21日改正、7月1日施行